

【医薬品名】セボフルラン

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

[慎重投与] の項に

「てんかんの既往歴のある患者」

を追記し、[重要な基本的注意] の項に

「本剤の高濃度導入時、特に過換気状態において異常脳波や異常運動がみられたとの報告があるので、患者の状態に注意して投与すること。」

を追記し、[副作用] の「重大な副作用」の項に

「痙攣、不随意運動：周術期に痙攣、不随意運動（主としてミオクロヌス様）があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には本剤の減量又は中止、あるいは他剤を併用するなど適切な処置を行うこと。」

を追記する。

参考 企業報告